

平成28年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成28年12月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2461号

平成28年第12回定例会

日 時 平成28年12月13日(火) 午後1時30分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立運動場条例施行規則等の一部を改正する規則について
- 3 平成29年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休業について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成28年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 港区教育委員会表彰基準の見直しについて
- 3 平成29年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 4 箱根ニコニコ高原学園での移動教室・夏季学園の再開について
- 5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

- 6 第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 7 平成29年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 8 後援名義等の11月使用承認について
- 9 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 11 生涯学習推進課の1月事業予定について
- 12 図書館・郷土資料館の11月行事实績について
- 13 図書館の11月利用実績について
- 14 図書館・郷土資料館の1月行事予定について
- 15 1月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、ただいまから平成28年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、早速次第に沿って審議をお願いいたします。日程第1、審議事項に入ります。

議案第93号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第93号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。議案資料ナンバー1でございます。資料の構成でございますけれども、議案改正案文、新旧対照表となっております。

まず2ページの新旧対照表をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。港区におきましても、本年10月12日から新たな教育委員会制度がスタートしてございます。本規則につきましては委員長の廃止に伴いまして、別表第1の名称の番号がありますけれども、番号の3が港区教育委員会委員長印、番号4が教育委員会委員長職務代理印となっておりますが、この記載を削除する必要がありまして、9月27日の教育委員会臨時会で規則の一部改正をご審議の上ご決定いただいたところでございます。

その下の寸法でございますが、教育委員会印、また教育委員会事務局印のつきましては、方30ミリメートルとなっており、教育長印以下については、方21ミリメートルとなっております。「方」というのは正方形の1辺の長さです。このため、前回改正した際に教育委員会印の方30ミリメートル、こちらが全ての印にかかってしまうということで、今回、港区教育委員会の教育長印以下は全て方21ミリメートルということに合わせるために、改正をお願いしたいということでございます。

3ページの付則をご覧ください。前回の改正いたしました規則は既に施行してございます。それで今回の一部を改正する規則につきましては、公布の日から施行となるものでございますけれども、適用につきましては、平成28年10月12日から適用するということにさせていただきたいと思っております。

簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。

○澤委員 要するに方21ミリメートルの教育長印が必要だということなのですね。

○庶務課長 もともと21ミリメートルの印がございました。

○澤委員 しかし、それが今回削除されてしてしまって、その「21ミリ」がなくなってしまったということですか。

○庶務課長 そうです。「21ミリメートルの印」というのがこの表からは読み取れず、頭の「30ミリメートル」が全てにかかってしまいますので、これについては実体に合わせるということの改正でございます。

○澤委員 なるほど、分かりました。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第93号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第93号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立運動場条例施行規則等の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第94号「港区立運動場条例施行規則等の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第94号について、教育委員会議案資料のナンバー2をご覧くださいと思います。こちらの資料のつくりでございますが、1ページと2ページが案文になってございます。それから3ページがまず条例施行規則について、第1条関係のところを新旧対照表にあらわしたものでございます。それから4ページと5ページにつきましては、既に一部改正させていただいたものをさらに改正させていただくということで、新旧対照表、第2条関係でござい

ます。

それではまず、1ページをご覧くださいと思います。運動場条例施行規則につきましては第3回の定例会、10月のときに運動場の条例自体を改正させていただいております。それが運動場の使用料自体の料金も改定させていただくということで、料金の改定、それから付帯設備である照明の金額についても改定させていただいております。それを受けまして先般10月の12日の教育委員会におきまして、条例を改正したのに伴いまして、規則についても改正させていただくということで、ご決定いただいたところでございます。そのときに付帯設備について、今までは条例上で規定していたところを、付則のところを別表と落としまして照明の料金、それぞれの施設についていくらですという別表を、2ページのところのような形の別表を、付則のところを落とし込ませていただいたところがございます。今回またさらに改定させていただきますのは、既に規則につきましては、3ページの「第一条関係」という新旧対照表をご覧くださいなのですが、既に利用の期間と利用時間について一覧にした別表がございました。それにさらに10月12日のと

きに付帯設備について、もう一つ別の別表を照明についてつけさせていただいたところですので、それぞれ別表、別表という形で、どちらを指すかということ、より分かりやすく表現させていただくということ、今回一部見直しをさせていただいたところでございます。

3ページにつきまして、まずそもそも最初からありました、条例の施行規則第2条のところに書いてございます利用期間と利用時間については、現行「別表」とだけあるところを、上段の改正案のようにまず別表の「第一」と直させていただきます。それから4ページのところをご覧くださいののですけれども、先般10月の12日の日に、既に一部を改正させていただいてご決定いただいた第四条の二のところでございますが、こちらはまたさらに別表が照明の関係についてでございますが、それについては上段の改正案のように別表の「第二」という形で、「第一」と区別できるような形で表現を改めさせていただきます。

つきましては5ページのように付則のところにも、同じように「別表第二」と規定させていただき、また付則についても、第一条については1月1日から施行させていただき、第二条関係については一部改正をさらに改正させていただくので、まずは公布の日から施行させていただくという形で、手続をとらせていただきたいと思いますと思っております。

説明が煩雑で申し訳ございませんが、以上の形で手続をとらせていただきたいと思います。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 では、細かなことで、4ページの改定案の「別表第二」の表がありますね。その前に1行「別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える」と書いてあります。別表がここには掲載されていないのですけれども、今回は、照明に関しては今までが別表となっていたのを、「別表第二とする」というように変えるわけですね。その前の利用時間等の別表は別段「別表第一」というようにタイトルを変えるわけではなくて、そのある別表を「別表第一」と考え、同表の次に次の「別表第二」を加えるって、そういう意味なのですか、この一文は。

○生涯学習推進課長 もともとこの新旧対照表には表が記載、表がこのたびはないので、ちょっと分かりにくくて大変申し訳ないのですけれども。

○澤委員 現行では、「別表（四条の二関係）」とあります。

ただし、この「別表」では分かりにくいので、これを「別表第二」とタイトルを改めるわけですね。前の別表はタイトルは改めないで、別表は別表でただそれを「別表第一」とすると、そういう意味なのか、前の別表とだけを書いてあるのも「別表第一」というようにタイトルを変えるのですか。

○生涯学習推進長 3ページをご覧くださいと思います。表がついていなくて申し訳ないのですけれども、下段が今の現行の姿でございまして、上段が改正、これから改正していくということで、澤委員がおっしゃいますように、もともとは「別表」だったのですが、そこは「別表第一」と、「一」と打たせていただきまして、「一」と「二」で区別できるように、今回整理をさせていただくということです。

○澤委員 そうすると、「別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える」という、この1文が、何か意味がないような気がしてしまうのですが。

○生涯学習推進長 今回単なる「別表」ではなくて、「別表第一」と「第二」と区別させていただいているので、あえてそう書いております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

今、澤委員が質問された点ですが、新旧対照表は、新しくなった規則と現行規則の対比ですね。現行の条文・表と、改正後の条文・表を示すのが新旧対照表です。例えば4ページ目の「別表第一とし同表の次に次の一表を加える」、これはあくまで改正条例の条文であって、新旧対照表には記載しないものです。

○生涯学習推進長 新旧対照表を使ってご説明したのが分かりにくかったので、申し訳なかったと思うのですが、逆に1ページの案文を使って、ご説明させていただいた方が分かりやすかったと思います。

○教育長 そういう内容ですね。

○生涯学習推進長 そうです。

○教育長 澤委員、よろしいですか。

○澤委員 結構です。

○生涯学習推進長 申し訳ございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第94号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第94号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 平成29年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○教育長 続きまして、議案第95号「平成29年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進長 それでは、議案第95号につきまして、議案資料のナンバー3を使ってご説明させていただきたいと思います。29年度、来年度の港区立生涯学習センターとそれから港区立青山生涯学習館の臨時の休館について、法令に基づきましてこのような形で手続、それから準備を進めさせていただきたいということでございます。

記書き以下をご説明します。まず1、臨時休館日でございますが、生涯学習センターにつきましては、2の理由にございますように設備の保守点検を、年間を通じてほぼ毎月1回もしくは2カ月に1回ということとさせていただきますことや、定期の清掃、ピアノの調律等をさせていただかなければならないというところで、どうしても利用されている方々が利用している中では、そういったこ

とができにくいことがございますので、臨時の休館にさせていただきたいと思っております。年間で10日間、このような形で臨時の休館をし、しっかり点検等をさせていただきたいと思っております。

また、青山の生涯学習館でございますが、こちらにつきましては、生涯学習館に比べると少し規模が小さな建物というところもございますので、年間4回の設備の保守点検、それから定期の清掃をさせていただきたいと思っております。

利用者の方々にはこの間ご不便をおかけいたしますが、この教育委員会でご決定いただきましたら、早速「広報みなと」、ホームページ等を使いまして、丁寧に事前に、ご理解いただくように周知をさせていただきたいと思っております。

説明の方は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 では一つだけ。もちろんこれは臨時休館ということなので、毎年あるわけではないのですよね。これは毎年あるのですか。

○生涯学習推進長 この生涯学習センターと青山の生涯学習館につきましては、保守点検・清掃等は毎年しなければならないので、去年も同じような形でさせていただいております。

○澤委員 毎年こういう点検が必要という、定期点検ということなのですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

これは、告示をするのですよね。

○生涯学習推進長 この教育委員会でご決定いただきましたら、手続をとらせていただきます。

○教育長 まずそれを言わなければ。それで3の利用者への周知方法になるのですね。

○生涯学習推進長 申し訳ございませんでした。きちんと告示の手続させていただき、利用者の方に周知させていただく段取りでございます。申し訳ございません、補足させていただきます。

○教育長 ほかにご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第95号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第95号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成28年第4回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「平成28年第4回港区議会定例会の質問について」、説明をお願いします。

○庶務課長 平成28年第4回港区議会定例会の教育委員会に対する質問につきまして、ご報告いたします。資料ナンバー1をご覧ください。区議会第4回定例会は11月24日に召集されまして、

本会議で各会派から代表及び一般質問がございました。

教育長に対しましては資料の1ページにあるとおり、自民党議員団池田こうじ議員から共産党議員団の大滝実議員まで4名の方から代表質問が、2ページに移りまして、みなと政策会議の山野井つよし議員から、共産党議員団風見利男議員まで、3名の方から一般質問がございました。それでは、代表・一般質問について主なものを、教育長の答弁とともにご説明をいたします。

まず3ページでございます。自民党議員団池田こうじ議員からは、新教育制度の中で就任した新教育長の港区教育にける所信と中長期ビジョンについてのご質問がございました。これにつきましては、教育長は、港区の教育大綱でもある港区教育ビジョンを引き続き教育行政の根幹に据え、基本理念に掲げる教育の実現を目指していると答弁してございます。また中長期的な課題として、年少人口の急激な増加に対する学校施設の整備、教育の質のさらなる向上、国際社会に対する教育の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の推進、生涯を通じた学びの充実などを挙げてございます。この課題に対しまして、学校の改築等を計画的に行うとともに、「徳」「知」「体」を育む学び、国籍の違いにかかわらず尊重し合える教育機会の多様化に取り組んでいくと答弁してございます。また障害者をはじめ、全ての人がスポーツに親しみ、スポーツを通じて支え合う地域づくり、多様な地域資源を持つ港区の強みを生かした、ライフステージごとの多様な学びの充実に努めると答弁してございます。

最後に教育委員会の先頭に立って、国や東京都の動向を迅速かつ的確に見きわめながら、課題の解決を確実に図っていくということ、学校・家庭・地域の方とともに、港区ならではの特色と魅力ある教育施策を積極的に展開すると答弁してございます。

4ページに移ります。学びの未来応援施策について、いくつか質問があった中で、(2)の具体策の推進と連携強化という質問がございました。これに対しては、まず学習支援ということで、家庭の環境によって左右されることなく、夢に挑戦できるよう、学習環境の充実をしてまいること。また相談環境につきましては、学校だけでは解決できない養育ですとか経済的な課題を抱えている家庭に対しまして、スクールソーシャルワーカーが区長部局の関係部署などと連携を図って、個々に応じた支援体制を充実していくとしてございます。また経済的支援としましては就学援助でございますが、中学校入学後に支給しているこの就学援助を、入学前の必要な時期に支給できるよう進めていくと答弁してございます。家庭教育に向けましては、講演会を開催したり、情報交換の場を設けるなど、教育環境の改善の支援策を講じていくと答弁してございます。

5ページに移って、みなと政策会議のなかまえ由紀議員でございます。2番目の保幼小の連携をさらに進めて、未就学児の家庭には小学校の情報を周知していくことが必要だということで、考えを伺っております。これにつきましては、公私立の保育園・幼稚園の園長、小学校の校長などをメンバーとした連絡協議会におきまして、円滑な情報共有の仕組みの再構築の協議をしているということでございます。今後も、小学校に関する情報は十分に行き届くよう取り組んでいくと答弁してございます。

6ページでございます。公明党議員団のちほぎみき子議員でございます。障害者スポーツに関し

ての質問で、まず環境整備と魅力の発信ということのご質問です。これに対しましては、今年度スポーツセンターにシッティングバレーボールの公式試合用コートをいち早く整備をしたということ、また今後ゴールボールの用具を購入する予定ということをお答えしてございます。また今年度新たな種目として、ゴールボールの体験教室、パラリンピアンによるトライアスロンや陸上競技のスポーツ教室などを実施して、魅力を発信していくと答弁してございます。

次に障害者スポーツの人口を増やす取り組みということで相談窓口の設置、場の確保、指導者の育成に対して質問がございました。これについては、現在関係の窓口で丁寧に対応できるよう、ニーズに応じて丁寧に対応できるよう取り組んでいるということ。また場につきましては、スポーツセンターのほか学校施設も活用して確保に努めているということ。また障害者スポーツ指導員につきましては、養成講習会の受講を積極的に勧めまして、指導員の拡大に努めていくと答弁してございます。

7ページに移りまして、共産党議員団の大滝実議員から、子どもの未来応援に関連して、学校給食の無償化という質問がございました。これについては、現在行っております安全安心な食材の提供ということでの、精米や果物・野菜の公費購入の実状と、就学援助制度による給食費の全額助成という説明をしてございます。無償化というのは考えておりませんが、食育の推進も含めて、現在行っているような取り組みを積極的に引き続き取り組んでいくという答弁でございます。

8ページに移りまして、11月の時点でしたのですが、野菜の高騰が続いているということで、やりくりしているけれどもそこだけにとどまらず、臨時的にでも野菜購入費を助成したらどうかという質問でございます。これにつきましては、学校給食は摂取基準に基づいて、栄養量を確保して献立を組み立てているということでございます。食材の変更などもさまざまな工夫をして対応しているところでございます。この11月の時点ではそれ以前、秋の長雨のときと比べると価格も下がる傾向になっていたというのは確認していると答弁してございます。食材購入費の助成というのは考えていないということは答弁しておりますが、学校の栄養士の意見を聞きながら適切に対応すると答弁してございます。

次に学校図書館の充実の中で、小中学校への専任の学校司書の配置につきまして質問がございました。これにつきましては、本年11月に学校図書館支援センター設置検討会を設置して、学校司書のあり方も含めて、さまざまな角度から検討していると答弁してございます。

9ページです。学校トイレの改善という質問の中で、排泄の指導について、まず質問がございました。我慢させてしまうことはよくないので大切さを教えるということなのですが、これについては、全ての小学校で入学当初から排泄の大切さや和式トイレの使い方などを指導しているとうことです。小学校3年生においても、保健の授業で取り上げているということでございます。また一部の小中学校では、学校支援地域本部の出前授業を活用して、排泄習慣の大切さなどについて学んでいるということをご紹介しております。

その下ですが、男子トイレを全て個室化したらどうかというご質問です。現在学校にある小便器数は798基ということで決して十分ではなく、子どもたちが増えている中で、もっと増やしたい

ところなのですが、個室はスペースをとってしまうので難しいということでございます。

これに関連して10ページでまた質問が出まして、快適に利用できるトイレの改善ということでございます。これにつきましては、やはり子どもたちの意見や学校の意見を聞きながら、例えば壁面の工夫だとかトイレ室内を明るい形で仕上げるとか、清潔で明るく快適な空間となるような改善をしていくと答弁してございます。

一般質問に移りまして11ページです。みなと政策会議、山野井つよし議員です。法律やルールがなぜ必要なのかを考える法教育を積極的に取り入れていくべきという質問でございます。これにつきましては、中学校・小学校での模擬裁判ですとか模擬投票、また弁護士による講話の紹介をしてございます。基本的な知識、法にかかわる基本的知識や考え方を身につけていけるよう今後も取り組んでいくと答弁してございます。

公明党議員団、丸山たかのり議員です。港区は江戸時代以降水産史においてゆかりが深いということで、この水産史を郷土史として広く周知すべきというご質問でございます。これに対しましては、既に漁具を文化財に指定するとか、区の水産史に関する資料の保存に努めているという紹介をしております。また東京海洋大学の協力を得て行っている授業、また芝浦港南地区総合支所の事業をご紹介してございます。新しく整備してまいります郷土資料館では、「海とひとのダイナミズム」というテーマでコーナーを設置して、区民の皆様にさまざまな紹介をしていくということを答弁してございます。

12ページでございます。共産党議員団、風見利男議員から、大門竣工80周年を来年迎える記念すべき年なのですが、ぜひ資料を作成してほしいということです。その下では特別展を開催してほしいという質問です。これにつきましては、調査研究を行って、資料にまとめて区民に周知し、特別展についても開催方法を含めて検討していくと答弁してございます。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 11ページの山野井議員の質問のところの答弁内容ですが、小学校6年生の社会科の授業に弁護士が行って色々な講話をしたという部分に対して、子どもたちの中から「司法についてさらに学びたい」と、ここだけならまだ分かるのですが、「司法試験を受けてみたくなった」と。これは素晴らしいことですね。

司法は大変地味な分野ですが、人権や正義感が非常に大事なものとして根底にあるので、それを多分理解しつつ、この「司法試験を受けてみたくなった」と言うのだらうと思うのです。これは大変素晴らしいですね。感想です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 9の大滝議員の男子トイレの個室化、これはどういう意味なのですか。よく分かりませんが、

○学務課長 小便器と大便器の違いです。大便をするときにどうしても分かってしまうということから、全て個室にすれば大小の区別がつかないということから、トイレに行きやすくなるという発

想で、全部個室化ということをおっしゃっています。

○**薩田委員** 学校でそこに長々入っているとトイレが恥ずかしいとか、言われてしまう可能性もなくもないですし。

○**澤委員** どちらにするか分かってしまうということなのですね。質問の意味がちょっとよく分からなかったのですが、女子トイレみたいにしなさいということですね。

○**教育長** それで我慢する子どもがいるとのことですね。

○**澤委員** なるほどね。

○**教育長** 体にとってよくないということから、その前の質問にあるように、排泄の指導にも絡んでいることです。

○**薩田委員** 恥ずかしくないのだよっていうところを、行きたくなったら行こうねという指導が大切で、そこでちょっとからかうというか、そういう。

○**澤委員** それは確かにそうですね。分かりました。

○**小島委員** 我々小学生のときは、そんな気は全く起きなかったと思いますが、今の子どもはナイーブですね。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

2 港区教育委員会表彰基準の見直しについて

○**教育長** 次に、「港区教育委員会表彰基準の見直しについて」、説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、「港区教育委員会表彰基準の見直しについて」ご説明いたします。資料ナンバー2でございます。資料は1ページが見直しの概要、2ページが新旧の基準を抜粋して比較してございます。それと3ページにこれまでの基準をおつけしてございます。

まず1ページをご覧ください。教育委員会では、区立学校・幼稚園の団体、それと区立学校・幼稚園に在籍・在園する幼児・児童・生徒の個人が、東京都大会規模以上の研究活動ですとかスポーツの大会等で優秀な成績をおさめた場合、他の生徒の意欲を呼び起こすことを目的として、その活躍をたたえるということで表彰しておりました。

近年区立学校の児童等が地域で活動する野球、チアリーディングなどのクラブチームに所属して、そのチームが非常に優秀な成績をおさめているというようなケースが増えてきております。しかしながら、これまでの基準では、チームスポーツであっても、クラブチームは対象ではありませんでした。また私立学校の児童生徒は表彰対象としていないということから、クラブチームに所属する区立学校の児童生徒のみを、個人で表彰していたというところがございます。

このため、これまでの表彰基準を見直し、対象を区立学校だけではなく、私立学校にも拡大するとともに、クラブチームを団体として表彰の対象とすることで、広く活躍する港区の子どもたちをたたえるという制度といたしました。

2ページの変更の内容をご覧ください。左が新たな制度で右側がこれまでの制度です。まず目的

が明確に記載されておりませんでしたので、今回、基準には明確に目的を入れさせていただきます。対象でございますが、ただ今ご説明したとおり、区内の学校・幼稚園が団体扱いになります。また区内に拠点を置くクラブチームも団体として扱います。そして港区在住・在学の幼児・児童・生徒を個人で表彰の対象としたいと考えてございます。

場 次に、クラブチームの扱いを解説いたします。例えば区内のサッカーチームが都大会で優勝した場合、今までは団体で扱わなかったのですが、新制度ではチーム全体を団体として表彰したいと思えます。また、仮に港区在住のお子さんが江東区の野球チームに入っていて、そこで素晴らしい成績を収めたという場合には、チームを団体として表彰するのではなく、お子さん個人を表彰対象としていきたいということでございます。

下段、表彰の内容でございますが、団体・個人とも表彰状と記念品ということでございます。特に今回のポイントは、団体として活動された場合、チームに対し表彰状は団体として1枚お渡しし、記念品はメンバー全員にお渡しします。頑張った子どもたち全員に記念品となるものをお渡しできれば、教育委員会としての気持ちが少しでも伝わるのではないかと考えて、このように変えていきたいと思っております。

今年度の表彰から適用させていただいて、表彰式は2月に実施する予定としてございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 特に質問というわけではありませんけれども、最近この表彰が周知されてきたのか、去年あたりから結構数が多くなりましたね。そういう中で、確かに団体、今まではクラブチームは認められていなかったが、今回対象とした。また、個人では港区在住としたので、区立の学校ではなくてもいいということですね。今までも、どうなのだろうという話は出ていて、それをこういう形で改善するという事なので、教育委員会としては非常にいいことだなと思っています。

○小島委員 表彰対象ですが、旧制度では「港区立学校・幼稚園」と規定されていますが、新制度では「港区内の学校・幼稚園」と規定されています。これは旧制度だと中学校までということが当然読みとれるのですが、新制度もやはり中学生までという趣旨ですよ。

○庶務課長 すみません。この両方とも、学校は小中学校という意味です。

○小島委員 高等学校の生徒がいい成績を残しても、新制度でもやはり対象外ということですね。細かいようですが、旧制度は「港区立学校」と書いてあるので小・中学校であることは明らかなのですが、新制度は「港区内の学校」と書いてあるので、中学校までと読み取れないではありませんか。

○庶務課長 あり得ると思います。こういった基準というのは明確にすることが重要です。ご意見、ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

そうすると、「港区に拠点を置くクラブチーム」はどうなのでしょう。これも、高校生以上も対象になるのでしょうか。

- 小島委員 そうですね。旧制度は港区立という括りがあるので、小・中学校と読めるのですが。
- 教育長 ③も、高校も生徒と言いますから、ここは明確にさせていただきますか。
- 庶務課長 すみません、全体にかかわる話ですので、前段にきちんと明記して不満が起きないようにいたします。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、この案件は以上といたします。

3 平成29年度港区立幼稚園園児募集結果について

- 教育長 次に、「平成29年度港区立幼稚園園児募集結果について」、説明をお願いします。
- 学務課長 それでは、「平成29年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご報告をさせていただきます。資料ナンバーの3をご覧ください。平成29年度の園児募集につきましては当初受付として、11月21日から24日まで1回目の申し込みを受け付けております。
結果はご覧の資料のとおりでございます。一番真ん中あたりに今言った当初受付欄がございますが、この網かけの部分当初受付の後、縦に見ていただきますけれども、応募が定員を超えて抽選となった幼稚園でございます。4歳児については抽選とはなっておりませんでした。
3歳児につきましては、上から芝浦幼稚園以下6園が抽選となっております。これらの園につきましては12月5日、1回目の抽選を実施しております。その後定員を下回った園、3歳児ですと高輪、三光、青南幼稚園の3園ですが、12月8日再度追加受付を行い、追加受付で応募が定員を超えた2園、網かけの部分、三光と青南です。追加受付のところ縦に見ていただいて、この2園が受付で、こちらについては12月12日に2回目の抽選を実施しております。
なお4歳児につきましては当初受付、追加受付とも抽選になった園はございません。また5歳児につきましては、今回この表には載せておりませんが、十分定員に余裕があるため、今回の一斉募集ではなく、今後随時募集をさせていただきます。
資料の一番下の太線の部分をご覧ください。ここの太線の部分の下をご覧ください。この内訳でございます。3歳児は募集定員の左から341人に対して、当初受付及び追加受付を合わせた応募人数が398人でございます。

抽選に漏れた補欠登録者は、こちらに全て連番で補欠番号をつけさせていただいておりますが、その人数は59人となっております。一番右です。昨年度の同時期の補欠登録者は150人であったので、91人の減少となっております。

この減少の理由でございますが、現時点で保育園在籍の2歳児でございますが、これも調べたところ昨年度と比べて増えております。そのため、それがそのまま3歳児に移行すると考えますと、保育園の入園希望者が増加したため、幼稚園の応募が減少したのではないかと考えております。4歳児につきましては、募集定員236人に対して応募人数が137人でございます。補欠登録者はおりません。今後3歳児で抽選を行った園で、入園辞退などにより定員を下回った場合は、順次補欠登録の順番により、繰り上げになってまいります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 昨年150人の方が待機、補欠ということでしたが、今年は59人ということなので、大幅に少なくなって非常によかったですと思います。それでもまだ59人いるということはどうなのかなど考えた場合に、就学前教育、幼稚園教育が非常に大事だということが叫ばれてからもう10年、15年、自分の子を幼稚園に入れたい、特に費用的な面で区立幼稚園に入れたいという保護者の方が、かなり大勢いらっしゃることは間違いないので、それに対して、教育委員会としてはできる限りの対応をしてあげるのが使命ではないかと思います。今までずっと担当課の方で一生懸命頑張ってもらって、大分よくなったのですが、さらにご努力をいただいて、私立幼稚園側とも切に話し合っていて、ぜひ区立幼稚園に入りたいというお子さん全員を受け入れられるような方向で頑張っていただけといいという希望でございます。

○教育政策担当課長 今後の幼稚園の定員の拡大につきましては、まず計画事業となっている事業につきましては、増改築等の事業は着実に進めてまいりたいと考えてございます。また計画以外の定員拡大につきましても常に可能性を探って、過去の応募状況、また幼稚園の方の受け入れの状況、公私立ともに振興していくという協議も踏まえまして、引き続き努力をしていきたいと考えてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 まだ59名という補欠登録者の方がおられるということで、今後そういう方々も吸収できるような方向で、教育委員会としては努力しなければいけないということですね。確かにそういった意味ではさらにもう一押しというところがありますけれども、以前、3年保育は中之町1園だったころは抽選に当たる方が大変でした。改めてこの表を見させていただいて、そういう状況から比べると、本当に隔世の感があるなという印象を持ちました。

確認なのですけれども、年齢別内訳で、今年の実験者が398名。しかし、2歳児の人口は増えている。昨年の3歳児保育の実験者は何名でしたか。

○学務課長 昨年度は3歳児で464名でした。ですから、実験自体が減っています。

○澤委員 2歳児の絶対数は増えているが、実験自体が減っているのですね。

○学務課長 港区全体を調べたところ、282名ということで増えております。ですから人口が増えたにもかかわらず、実験者が減っているということです。

○澤委員 幼稚園の希望者が減っているということは、その分保育園の方に回っているのではないかという、そういう推測ですね。分かりました、ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上といたします。

4 箱根ニコニコ高原学園での移動教室・夏季学園の再開について

○教育長 次に、「箱根ニコニコ高原学園での移動教室・夏季学園の再開について」、説明をお願い

します。

○学務課長 それでは、資料番号の4をご覧ください。「箱根ニコニコ高原学園での移動教室・夏季学園の再開について」でございます。箱根山の噴火警戒レベルが1、これは通常の状態でございます。一番下の状態です。レベルが1に引き下げられてから1年以上が経過し、火山活動も安定していることから、平成29年度より箱根ニコニコ高原学園での小学校移動教室・夏季学園を再開させていただきます。

1の「概要」の(1)の「これまでの経緯」をご覧ください。平成27年5月箱根山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことから、区では平成27年度の移動教室・夏季学園を中止しております。その後、平成27年11月、気象庁が噴火警戒レベルを1に再び引き下げましたが、引き続き注意を呼びかけていたことや、箱根町が安全の確認には今後一定の期間がかかるとの見解を示していたことから、港区では、平成28年度についても移動教室・夏季学園を中止しております。

なお平成27年度、28年度は代替場所として葛飾区、板橋区、文京区の施設を使用させていただいております。

(2)の「現状」でございます。①の箱根山については、一部地域では引き続き噴気や火山ガスに注意を要する状況でございますが、噴火警戒レベルは1のままで火山性地震の発生は少なく、地震活動は低調となっております。また箱根町によると、大涌谷周辺のハイキングコース等では引き続き立ち入り規制を継続しているものの、箱根ロープウェイは全線開通しており、以前の状態に戻りつつあるとのことでございます。

次に②の箱根ニコニコ高原学園の状況でございます。まだ温泉供給が通常どおり回復していないため、引き続き浴室の利用ができない状況でございます。

2の「今後の対応」です。火山活動が安定していることや、平成28年度中にニコニコ高原学園において給湯設備工事を行い、29年度からは浴室の利用が可能となることから、平成29年5月から移動教室・夏季学園を再開させていただきます。なお箱根町では引き続き一部地域で立ち入り規制を行っていることから、学習活動の際には気象庁や箱根町の情報を確認し、規制区域には近寄らないよう注意をいたします。また社会教育活動等を行う団体の利用、一般利用ですけれども、こちらはその後平成29年11月から再開することといたします。

最後に3の「今後のスケジュール」でございますが、1月下旬に区民文教で報告、3月下旬に利用再開の告示、4月に実施踏査、5月に移動教室・夏季学園の実施をいたします。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 一言で感想を言えば、「よかったな」ということです。私もはるか昔、PTAの時代や、その後、地域のクラブの活動でニコニコ学園を何回か使わせていただいて、子どもの施設にしては浴室が随分立派だという印象を持っていました。今回の給湯設備でお湯が出るということですが、これは温泉ですか。

- 学務課長 普通の水道水です。
- 澤委員 普通の水道水ですか。
- 小島委員 以前は温泉ではなかったですか。昔から水道水でしたか。
- 澤委員 今回、給湯設備工事というので、冷たい温泉を温めて提供してくれるのか、単に水道水なのかとの質問でしたが、残念ながら単なる水道水だったのですね。でも子どもたちはとても喜んで、行くのを楽しみにしていますものね。
- 小島委員 小学校の卒業アルバムを見ると、小学校の思い出というと、大変多くの子どもが箱根ニコニコ学園にみんなで泊まったこと、金時山へ登ったことが楽しかったと書いています。それが中止になってしまっただけで子どもたちはがっかりしていましたが、再開されて本当によかったと思います。金時山は登れるのですか。
- 学務課長 登れるかどうか検討しております。
- 小島委員 ほかにどんな山があるのですか。
- 田谷委員 山はたくさんあります。
- 学務課長 2つほど候補があります。
- 薩田委員 事前に登って、視察して、それからオーケーになるのですね。
- 田谷委員 金時山はきつかったですからね。結構きついです。
- 薩田委員 大変だと聞いています。
- 学務課長 浅間山と駒ヶ岳。こういったところが今候補に挙がっています。すみません。私、勘違いしておりましたが、金時山は登れるということなので、候補に入っています。
- 田谷委員 候補には入っているのですね。
- 小島委員 みんな金時山の思い出がいっぱいありますね。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 田谷委員 給湯設備という話の件に戻るのですけれども、もう温泉の復活は無理なのでしょうか。
- 学務課長 温泉は、ちょろちょろとは出ているのですが、以前の3分の1から4分の1以下になっており、今の段階では、復活は難しいと思います。ただ、大涌谷への立ち入り禁止が解ければ、メンテナンスをして、もとに戻していただけると聞いております。
- 澤委員 田谷委員の質問に関連して、学務課長としては、温泉が出た場合にそれをニコニコ学園に引くつもりなのか。給湯設備ができてしまったから、もう温泉はニコニコ学園ではだめなのか。その辺の見通しはありますか。
- 学務課長 あくまでも、給湯設備は補完でございます。
- 澤委員 さっきも言ったように子どもたちだけではなくて、子どもたちが使わない期間に、一般区民が絵のグループの活動等で利用したり、区の職員OBの方が利用していたり、いいコミュニケーションの場にもなっているので、温泉がなくなってしまうとちょっと残念かなと思いました。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、この案件は以上といたします。

5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 次に、「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、報告事項5、「港区文化財保護審議会委員の委嘱」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は教育委員会資料ナンバー5でございます。文化財保護審議会でございますが、港区文化財保護条例の第37条に規定されている審議会でございます。教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査・審議し、教育委員会に答申を行う役割、そして教育委員会が文化財総合目録への登録や削除を行う際に、必要に応じて教育委員会に助言を行うという役割を担っております。

教育委員会が委嘱を行っております委員の方ですが、任期は2年となっております。平成28年11月30日に任期が満了となったことから、新たに委員の委嘱を行ったものでございます。

1の「港区文化財保護審議会委員」をご覧ください。今回委嘱を行った委員は8名で、全員が再任となっております。また28年11月30日をもって退任された方はございませんので、委員構成に変更はございません。

次に、2の「委嘱期間」でございますが、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間ということになります。

甚だ簡単ですが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上といたします。

6 第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、「第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、港区教育委員会いじめ問題対策会議のご報告をさせていただきます。まず本日の資料でございますが、教育委員会資料ナンバー6として、本会議の報告について1ページから3ページまでにまとめてございます。そして当日の資料として提出した資料1、いじめに関する現状の資料。資料2、港区立教育センターにおける電話相談及び来所相談の現状についての資料。そして資料3、いじめ・児童虐待防止講演会の案内のペーパーをおつけしております。

では、1ページに戻りまして説明に移ります。まず、本会議の概要ですけれども、まず本会議は条例に基づく教育長をトップとする会議体でございます。年3回実施されるもので、1学期に第1回が行われております。7月4日に行われております。その際、区長をトップとする年度当初に行われたいじめ問題対策協議会の報告や、本会議のいじめ問題対策会議の運営方法・スケジュール等を確認しました。その後、構成員も変わりましたので、その報告を行い、これまでの港区のいじめセーフティネット事業の概要や、また平成27年度及び1学期中のいじめの現状、そして小中学校における事例等について、またみなと子ども相談ネットの利用状況などを報告しているとこ

ろでございます。また、1学期の会議では、法改正に基づく児童相談所の開設に向けた方向性についても、情報提供をしているところでございます。

前段が長くなって恐縮でございます。では、改めて資料1の1ページをご覧ください。第2回の報告に移らせていただきます。本いじめ問題対策会議ですが、平成28年11月18日にみなとパーク芝浦で開催されております。

まず、3 内容(1)です。いじめに関する現状として、4月から6月までの件数及び傾向について、説明をさせていただいたところです。恐れ入りますが資料1をご覧ください。1ページの表のとおり、いじめと認知した件数は小学校4件、中学校6件でございました。発覚のきっかけ及び傾向については中段、下段の表のとおりです。全体的ないじめの現状の傾向ですが、昨年度と大きな変化はない旨、説明しているところでございます。裏面ですがめくっていただきますと、そちらに教育委員会がいじめの広聴はがきを受けて対応した事例がありました。そちらにつけてございます。これについて若干説明を加えさせていただきます。こちらの匿名の広聴はがきなのですが、こういった具体的な対応として、各校への生命尊重を基盤とした指導の徹底についての通知の発出や、早期発見のためのアンケートの全校実施、またアンケートを踏まえた早期発見・早期解決に向けた取り組みの指示、学校いじめ防止対策委員会の開催の確認、実態調査の提出依頼をして、いじめの有無、未然防止に向けた取り組みを確認するようにした旨をこのペーパーで説明したところでございます。これについて、特段、会議の場では質問意見等はございませんでした。

次に(2)、港区立教育センターにおける電話相談及び来所相談の現状についてということで、恐れ入りますが、資料2をご覧ください。こちらは実際に電話相談です。いじめに関しては2件、来所相談については1件だったということを報告したところですが、いずれも匿名の相談だったために、その内容から、考えられるいくつかの学校に連絡をして確認はしたところなのですが、特別な配慮が必要な事案ではないという判断したということを説明しているところでございます。

それから、(3)として、中学校小学校からのいじめの現状、事例の報告についてご説明をいたします。中学校事例については高松中学校の釘持校長先生から、小学校事例については芝浦小学校の石井校長先生からご報告をいただいております。

そちらにございますように中学校では入学時の、中学1年生の新しい環境での人間関係づくりに移動教室が大変役立っていること、心と体のバランスを考慮してスクールカウンセラーの全員面接でのいじめの発見に努めていること、教員が生徒に寄り添ってコミュニケーションを図っていることなど、いじめ防止に向けて取り組みをしているというご報告をいただきました。

続いて小学校です。小学校では実際に発生したいじめの案件について、校内員会を開催して対応したことを報告していただいています。いじめの様態は悪口やそのいじめられた子の孤立化、係活動での役割の無理強いなどであったという報告でした。学校の具体的な対応として、該当児童からの聞き取りはもちろんですが、その内容について、また校内委員会での話し合い、保護者への説明、そして当該児童の見守りの強化等の確認を教職員間で行ったということです。またやはりこういったことには、先生方がいじめを感じるアンテナを鍛えることが大事であり、アンケートを実施して

いるわけですが、その援助希求の声をしっかりキャッチすることなどを具体的な例として、石井校長先生から分かりやすくご報告いただいたところでございます。

そして（４）として資料３、いじめ・児童虐待防止講演会について、子ども家庭支援センターの方から簡単にご報告をいただいたところです。

その後、４の意見交換をいたしました。

まず法律相談の弁護士の先生からは、この小学校の案件について保護者同士の謝罪はどうだったのか。またスクールソーシャルワーカーからは、加害児童と被害児童の話し合いは持たれたのかというようご質問があったところですが、こちらは石井校長からお答えいただいて、今回は保護者同士間での謝罪は行っていないが、そういったことをするかしないかというのはケースによってさまざまであること、それから児童の話し合いについては、こちらについては個別の聞き取りを踏まえて、関係児童できちんと話し合いを持って解決した旨をお答えいただいております。

そして、子ども家庭支援センター所長から、先程のいじめ・児童虐待防止講演会にも触れましてご意見をいただいております。保志所長からいじめに関連して、子ども家庭支援センターで対応している事案については、やはり親子関係や家族関係がうまくいっていないことが根底にあることとか、自信が持てずに友達関係などを引きずってしまう案件、それからそういったことを踏まえて、子ども家庭支援センターで一定の支援に当たっていること。なお講演会では「親子関係がうまくいっていないのは、パイプがないのではなくてパイプが詰まっている」というような、具体的な分かりやすい内容でご報告をいただきました。子ども家庭支援センターでは、第三者の介入によって、そのパイプの詰まりを取り除いて、良好な親子関係を築けるよう援助していることなどをつけ加えていただいております。

大学教授の緒方先生からは、アンケートの回数を増やしたらいいのではないかとご提案をいただきました。こちらについては、石井校長から、実際に個別の案件があれば当然１回と決めずにやるところではあるけれども、実際校内委員会を開いて対応したり、さまざまな丁寧な対応をするには、定例的には毎月１回のアンケートが、やはりその限界ではないかというお答えでした。

また別の意見として、これも石井校長からなのですが、実際にいじめの対応として考えて、子どもと保護者の関係からさまざまな心配する部分があるわけだけれども、特に保護者が忙しくて子どもをよく見ることができていないというような、子どもを取り巻く環境から考えると非常に厳しい家庭もあるということ。しかし、港区は関係機関の連携が強固で相談体制も充実しているので、学校は大変助かっていると、教育委員会はもとより区役所の各課、子ども家庭支援センター、そういったもので連携しているので、大変助かっているという意見を頂戴しております。

その後、医師の武石先生からは、発達障害のある児童にかかわるいじめの案件のお話がありました。いくつか事例がある中で、やはり発達障害のある児童が友達に手を出してしまうことによる対応の難しさ。こういうケースには多様性を持って接することが大事なのだというご意見を頂戴しています。

また、今回初めて愛宕警察署の中田生活安全課長から人権安全ネットワーク会議の中でさまざま

なネットワークが、区役所、子ども家庭支援センター、学校関係者で情報交換できているので、顔と顔がつながっており、さまざまな対応ができていますので、これも大切なのだというご意見を頂戴したところです。

色々な立場からご意見を頂戴し、充実した意見交換となって、時間がぎりぎりになったというような次第です。

最後に教育長から、青森のいじめの事案に関連して、いじめの事案はどここの学校でも起こり得るという中で、引き続き区を挙げての対応をしていくことを確認していただいて、閉会いたしました。

長くなって恐縮でございます。説明は以上となります。

○**教育長** それでは、今の説明に対しまして、ご質問でございますでしょうか。

○**澤委員** 色々なパイプから、いじめが起こっているかどうかを拾い上げるということが確実に実施されているなという印象を持ちました。具体的な例では、この資料1の2ページで、区長室が受理したという、広聴はがきへの対応という事例の説明がありました。具体的に、どこの学校か分かったのですか。

○**指導室長** こちらは匿名で、この文面どおりなものですから、学校が特定できないということで対応をとっています。実際にこういったことが起こる可能性があるということで、全区の各学校に文書を発出し、ただいま説明させていただいた対応を全区体制でとっているということです。説明が不十分で申し訳ございません。

○**澤委員** この文面は、どこの学校か特定できることは一切なく、ただこれだけの文面なのですね。分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

今回は、非常に充実した会議でした。お互いに情報を交換し合いよかったと思います。

○**澤委員** これだけ全国的にいじめのことが取り上げられているにもかかわらず、まだどこかで自殺ということが発生していますね。

○**小島委員** 震災の避難者に「放射能」と言った事例ですね。

○**澤委員** ありましたね。

○**小島委員** 学校の先生が子どもに「何々菌」と言ったということですが、考えられませんね。何でそんなことが起こるのですか。

○**指導室長** 港区では、絶対にあり得ないことであると我々は認識しているところでございます。なぜ起こるかという、やはりその教員の資質の問題です。軽はずみな発言をする教員がいたことで、いじめと関連付けた案件として報道されたのだと思っております。

体罰にしても、このいじめの案件にしても、教員の言動や、行為は、その教育活動全体に大きく影響を及ぼすことです。他県での例であるから無関係ということではなく、ひとつひとつ教員にこういった事案も含めて、指導を徹底していきたいと考えております。

○**小島委員** 先生に対する信頼感とか安心感が傷ついてしまいますよね。先生からそう言われてしまったら、子どもは大変ショックです。

港区では、絶対こういうことのないように、注意していただきたいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上といたします。

7 平成29年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施について

○**教育長** 次に、「平成29年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施について」、説明をお願いします。

○**指導室長** それでは、「平成29年度の入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施について」、教育委員会資料7でご説明をさせていただきます。例年、入園式・入学式、幼稚園の修了式、そして小中学校の卒業式については、土日または祝日がかかわる関係で、毎年変更しているようなところがございます。

今回、まず、29年度の幼稚園の入園式ですが、4月11日の火曜日とさせていただいたことにつきましては、4月10日月曜日を幼稚園の始業式としていることから、その翌日ということで、4月11日火曜日を入園式としているところでございます。

小学校の入学式と中学校の入学式につきましては、毎年4月6日、4月7日に実施しており、この日程は祝日等の影響を受けないことから、小学校の入学式は4月6日、中学校の入学式は4月7日となっています。

続いて幼稚園の修了式、そして小学校、中学校の卒業式についてです。幼稚園の修了式につきましては3月15日の木曜日を予定してございます。これも例年、幼稚園の終業式までの日にちを勘案して、3月15日前後を予定しているところでございまして、来年度は15日の木曜日の午前中を設定しているものでございます。

小学校の卒業式、中学校の卒業式ですが、これは小中学校の修了式が3月25日ということで、平成29年度、平成30年の3月25日が日曜日になることから、小学校の修了式を23日の金曜日に実施しなければいけない。その関係で、その前日の3月22日の木曜日を小学校の卒業式にしております。

そして中学校の卒業式ですけれども、こちらはいずれも、例年春分の日の前に行うことをとっておりまして、平成29年度は平成30年3月21日の水曜日が春分の日になってございますので、その前日の3月20日の火曜日を中学校の卒業式としているところでございます。

なお、土曜授業でございますけれども、こちらについては、第1と第3土曜日を原則としておりますが、運動会や学校行事の関係で、各学校の実態に応じて変更することは可能としておりますが、教育委員会としてはこの日にちを基準に考えていただきながら、地域行事も勘案して、土曜授業を17回以上22回以下で設定して、実施する形をとっているところでございます。

説明は以上でございます。

○**小島委員** カレンダーが手元がないのでよく分かりませんが、卒業の場合、修了式の前日が卒業式で、入学の場合は、始業式の翌日が入学式と。そういう理解でやっているのですか。

○指導室長 まず卒業式についてですが、今、小島委員は、小学校のことでおっしゃられたと思うのですが、小学校1年生から5年生までがその年度を修了するという日が修了式です。その前日に、6年生が6年間の教育課程を修了するという考え方で卒業式を実施していますので、港区立の小学校の場合は、卒業式は修了式の前日に行います。学校によってさまざまですが、卒業式には5年生が出る場合が多く、1年生から4年生までは、その日は授業がないということになります。これは区によってさまざまで、中には卒業式と修了式を逆にしている区もありますし、それを交互に毎年実施している区もございます。

小学校の入学式は4月6日です。その日は、まず始業式を行って、その後、10時頃から入学式を行います。始業式と入学式を同じ日に行っています。

中学校の場合は、小・中学校を別々にするという意味もあり、始業式を4月6日に、翌日、4月7日に入学式を行ってきました。

○小島委員 私はずっと小学校の卒業式は3月25日だとばかり思っていました。土日にぶつかってしまったらしようがないですが。

○指導室長 港区は例年25日が修了式です。

○小島委員 澤委員、どうですか。

○澤委員 私は逆に、何事もなければ3月25日が卒業式だと思っていましたね。

○小島委員 3月25日が修了式というのは初めて聞いた気がします。

○澤委員 そうですね。今回は25日が土曜日なので。

○指導室長 大変失礼しました。私、勘違いしておりまして、昨年度までは、卒業式が3月25日でした。例年3月25日が卒業式でしたが、今年度から小中一貫教育校があるので、修了式を後にしたという経緯でございます。大変失礼いたしました、申し訳ありません。

○小島委員 これを見ると、卒業式が例年より早くなってしまうですね。大げさな言い方かもしれませんが、子どもたちの学校教育を受ける日が1日ないし2日減ってしまいますよね。

○薩田委員 こなせていけばいいのですが。

○教育長 何か決め事というのはいないのですか。例えば、何日といった決め事があるのですか。

○指導室長 こちらについては、特段決め事はありませんけれども、例えばこれを、修了式をもう少し早くして、冬休みを短くして、というようなことを、校長が決めていいわけで、東京都全体の枠組みの中で特に規定はありません。この24日か25日で卒業式・修了式を行うようにということが、暗黙の決め事のようにになっているだけで、東京都全体の中で決められているということではございません。

○小島委員 入学式は、東京都の小学校は全部同じ日のように思っていました。新聞報道などでも「東京都では、桜の花のもとで一斉に小学校の入学式が行われました。」等と報道されているので、全部同じ日なのかなと思っていたのですが、各学校で決められるということですか。

○指導室長 本当は決めていいのですが、小島委員がおっしゃったように、東京都全体で足並みをそろえるということから、そういう形をとっていると私どもは捉えているところでございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上といたします。

- 8 後援名義等の11月使用承認について
- 9 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 11 生涯学習推進課の11月事業予定について
- 12 図書館・郷土資料館の11月行事実績について
- 13 図書館の11月利用実績について
- 14 図書館・郷土資料館の11月行事予定について
- 15 11月指導室事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の11月使用承認について」「生涯学習推進課の11月事業実績について」「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」「生涯学習推進課の11月事業予定について」「図書館・郷土資料館の11月行事実績について」「図書館の11月利用実績について」「図書館・郷土資料館の11月行事予定について」「11月指導室事業予定について」、以上8件の定例報告については配布資料のとおりです。

各案件についてご質問があれば、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、以上といたします。

本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、ほかに何かございますか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を1月10日火曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願ひします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後3時00分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐